

## 北九州事業エリアにおける地方環境事務所による自治体支援業務一覧

## 1. 自治体との連携

- 1-1. 自治体毎の担当者の決定、自治体との情報共有体制の確立（4月）
- 1-2. 自治体・JESCO・環境省による3者打合せ、3者による進捗情報の共有・更新（了解が取れた自治体のみ）（4月～）
- 1-3. 自治体毎の課題の明確化と支援（①アンケート「未回答」・「未達」・「不明」に対する調査支援（5月～）、②事業者からの現地調査依頼支援、JESCO登録・契約支援（5月～）、③高濃度PCB廃棄物を保管しているか否かが不明な未確認事業者に対する確認調査支援（6月～7月））
- 1-4. 各種説明会対応（5月～）

## 2. 産業保安監督部との連携

- 2-1. 電事法のPCB届出情報を入手し、使用中機器および過去の廃止済機器を特定（7月～10月）
- 2-2. 電事法PCB届出の更新情報（設置届および廃止届）の速やかな共有（2-1.以降、随時）

## 3. JESCOとの連携

- 3-1. データ突合（①自治体のアンケートで高濃度「有り」回答済の事業者、②電事法のPCB届出情報および③P協データとJESCO処理歴の突合）と自治体へのフィードバック（8月～）
- 3-2. 自治体の求めに応じた、自治体・JESCO・地方環境事務所の3者による事業者への立入（6月～）

## 4. 電事法管轄外の電気機器に対する掘り起こし支援

- 4-1. 電気事業法から除外されている電気機器に対する掘り起こしとして、鉄道、軌道、索道等への調査（7月～9月）